80	西神ニュータウン・ヴェールヴィル西神地区			
協定区域	西区美賀多台8丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新	認可 1996年1月26日 更新 2003年1月26日
	面積	12,825.34 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。	年月日	更新 2013年1月25日 更新 2023年1月25日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2023年1月25日~2033年1月24日(10年)

協定内容の概要

- (1)1区画につき1の建築物を建築するものとし、区画については、本協定締結時における区画を分割して はならない。
- (2) 建築物は、2階建て以下とし、その用途は、専用住宅に限る。
- (3) 立体式又は地下式の駐車場は、設置してはならない。
- (4) 車庫、門等の扉は、開放時に敷地境界線を越えてはならない。
- (5) 建築物の敷地の地盤面の高さは、本協定締結時における当該敷地の地盤面の高さを変更してはならな い。ただし、造園、車庫築造等のための必要最低限の変更は、この限りでない。
- (6) 本協定締結時の敷地の地盤面又は敷地に築造されている擁壁等の天端位置から新たに外周境界方向の 空間に人工地盤の目的で工作物を張り出し、又は延長してはならない。また、当該擁壁等の真上にブロ ック等を積む等によりその高さを変更してはならない。
- (7) 看板、広告板、広告塔その他これらに類するものは、設置してはならない。
- (8) 人の出入口は区域図に示す補助幹線3-2号線に、車の出入口は区域図に示すフットパス又は補助幹 線3-2号線に、それぞれ面して設置してはならない。
- (9) アマチュア無線等の高いアンテナは、屋外に設置してはならない。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先 | 委員長

